

旭医大達第102号
令和3年8月23日

旭川医科大学宿舎規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長
学長職務代理 理事 松野丈夫

旭川医科大学宿舎規程の一部を改正する規程

旭川医科大学宿舎規程（平成16年旭医大達第177号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略) (運営管理)</p> <p>第3条 宿舎の管理については、学長が統括する。</p> <p>2 宿舎の運営管理に関する事務は、<u>事務局次長（総務・教務担当）</u>が統括する。</p> <p>(略)</p> <p>第5章 その他 (宿舎検査)</p> <p>第16条 <u>事務局次長（総務・教務担当）</u>は、管理上必要と認めるときは、その指定する者に宿舎の検査をさせ又は必要な指示をさせることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p>	<p>(略) (運営管理)</p> <p>第3条 宿舎の管理については、学長が統括する。</p> <p>2 宿舎の運営管理に関する事務は、<u>総務部長</u>が統括する。</p> <p>(略)</p> <p>第5章 その他 (宿舎検査)</p> <p>第16条 <u>総務部長</u>は、管理上必要と認めるときは、その指定する者に宿舎の検査をさせ又は必要な指示をさせることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(略)</p>

この規程は、令和3年8月23日から施行し、改正後の第3条第2項及び第16条第1項の規定は、令和3年4月1日から適用する。

【改正理由】

令和3年4月1日付け事務局組織の改組に伴い、所要の改正を行うものである。